

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『元年版 年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、みなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

【1】171ページ

「源泉徴収簿」内、「賞与等」の「社会保険料等の控除額」欄（右記）

[誤] 121,120
[正] 122,120

甲種 乙種	所 属		職 名		管 理 課 長		住 所		印 記		1
	支 店	部 門	姓 名	職 名	課 長	課 長	住 居	支 店	印 記	印 記	
	区	分	支 給 日	支 給 金 額	社会保険料等の控除額の金額	社会保険料等の控除額の金額	差引	年末調整による不足額	差引	源泉徴収額	
1	1	24	409,100	62,255	346,845	346,845	5,350	5,350	5,350	5,350	
2	2	25	409,100	62,255	346,845	346,845	5,350	5,350	5,350	5,350	
3	3	25	409,100	62,255	346,845	346,845	5,350	5,350	5,350	5,350	
4	4	24	411,200	62,590	348,610	348,610	5,470	5,470	5,470	5,470	
5	5	25	411,200	62,590	348,610	348,610	5,470	5,470	5,470	5,470	
6	6	25	411,200	62,590	348,610	348,610	5,470	5,470	5,470	5,470	
7	7	24	411,200	62,590	348,610	348,610	5,470	5,470	5,470	5,470	
8	8	25	411,200	62,590	348,610	348,610	5,470	5,470	5,470	5,470	
9	9	25	411,200	62,590	348,610	348,610	5,470	5,470	5,470	5,470	
10	10	23	411,200	62,590	348,610	348,610	5,470	5,470	5,470	5,470	
11	11	25	411,200	62,590	348,610	348,610	5,470	5,470	5,470	5,470	
12	12	25	411,200	62,590	348,610	348,610	5,470	5,470	5,470	5,470	
計	計		4,928,100	750,075	4,178,025	4,178,025	65,280	65,280	65,280	65,280	
6	6	30	700,000	105,835	593,165	593,165	36,336	36,336	36,336	36,336	
12	12	10	800,000	121,120	677,880	677,880	41,526	41,526	41,526	41,526	
計	計		1,500,000	228,975	1,271,025	1,271,025	77,862	77,862	77,862	77,862	

計 算 例

「設例」内、「同上の徴収税額」（右記）

[誤] 389,964 円
[正] 389,807 円

18 年の途中で出国して非居住者となった人の場合

設例	
給与の総額 (8月29日出国までの支給額)	6,150,000円
出国時まで支給した給与から控除した社会保険料	902,958円
同上の徴収税額	389,964円
源泉控除対象配偶者 (本人の合計所得金額の見積額 配偶者の合計所得金額の見積額)	900万円以下 74万円
扶養親族	なし

説明

- 1 年の途中で出国して非居住者となった人は、出国の時に年末調整をする必要があります。
- 2 各金額は、次によって求めたものです。
 - (1) 給与所得控除後の給与等の金額……給与の総額6,150,000円について「給与所得金額の算出表」(23ページ参照)によって求めた金額4,378,400円
 - (2) 生命保険料控除額……出国時まで支払った保険料が旧生命保険料で、その支払額が100,000円超である場合の控除額(65ページ参照)50,000円
 - (3) 配偶者特別控除額……本人の合計所得金額900万円以下、配偶者の合計所得金額74万円の場合の配偶者特別控除額は380,000円(29ページ参照)

(注) 配偶者の合計所得金額は、その出国の時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31日までの金額により判断することになっていきます。
- (4) 扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額……「早見表①の人数「なし」の欄により求めた金額380,000円
- (注) 基礎控除額……380,000円
- (5) 所得控除額の合計額……④欄から⑥欄までの合計額1,712,958円

- (6) 差引課税給与所得金額……次の算式によって計算した金額
 [給与所得控除後] [所得控除額] の合計額
 $4,378,400円 - 1,712,958円 = 2,665,000円$ (1,000円未満切捨て)
- (7) 算出所得税額……差引課税給与所得金額2,665,000円について「所得税額の速算表」(25ページ参照)によって求めた税額 169,000円
 (注) $2,665,000円 \times 10\% - 97,500円 = 169,000円$
- (8) 年調年税額……住宅借入金等特別控除額はありませんので算出所得税額が年調所得税額となり、この税額に復興特別所得税額(2.1%)を加算すると、 $169,000円 \times 102.1\% = 172,500円$ (100円未満切捨て)となり、この金額が年調年税額となります。
- 3 年調年税額172,500円と徴収税額の合計額389,807円との差額217,307円は、徴収税額の方が多いために生じたものですから、超過額であることを示します。
- 4 超過額217,307円は、還付することになりますので、8月分の他の給与所得者等に係る徴収税額から還付できる場合には、②欄にその金額を記載することになります。

【3】249ページ

「給与所得の源泉徴収票」内、「配偶者（特別）控除の額」欄（右記）

【誤】 空欄

【正】 380 000

令和元 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者		住所又は居所		[受給者番号]	
		〇〇市〇〇町1		[個人番号] 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
		[職名] 営業課長		氏名 [フリガナ] アトウイチロウ	
				[姓] 阿藤 一郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額	
給料・賞与	487,100	400,400	2,625,850	102,200	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数
		2			
社会保障料等の控除額		保険料の控除額	地震保険等の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
979,050		93,000	33,800		
(摘要)					
厚生年金保険料の金額の内訳 厚生年金保険料の金額 72,000 国民年金保険料の金額 120,000 国民年金保険料の金額の内訳 国民年金保険料の金額 120,000					
[フリガナ] アトウ ヒロコ		区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	日産総務保険料の金額
氏名 阿藤 弘子					
個人番号					
[フリガナ] アトウ タロウ		区分			[フリガナ] [区分]
氏名 阿藤 太郎					
個人番号					
[フリガナ] アトウ カズコ		区分			[フリガナ] [区分]
氏名 阿藤 和子					
個人番号					
16歳未満の扶養親族					
[フリガナ] [区分]					[フリガナ] [区分]
氏名 [フリガナ] [区分]					
個人番号 [フリガナ] [区分]					
未成年者					
[フリガナ] [区分]					[フリガナ] [区分]
氏名 [フリガナ] [区分]					
個人番号 [フリガナ] [区分]					
支払者					
個人番号又は法人番号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (右記で記載してください。)			
住所(居所)又は所在地		〇〇市〇〇町10			
氏名又は名称		△△不動産株式会社 (電話) 〇〇〇-XXX-△△△△			
375					

法定調書

以上